

事務連絡

平成 27 年 12 月 18 日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

子供による医薬品誤飲事故に関する周知について（依頼）

消費者庁の消費者安全行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、消費者庁消費者安全調査委員会により、子供による医薬品誤飲事故に関する事故等原因調査報告書が取りまとめられ、委員長から消費者庁長官宛に、調査結果を踏まえた意見が提出されました。

報告書では、子供による医薬品の誤飲事故について保護者に十分に認知されていないことが事故発生の背景要因の一つに挙げられており、事故を防ぐために、消費者に対する注意喚起の取組が求められています。

これまでも消費者庁消費者安全課では、子供による医薬品の誤飲事故に関する注意喚起を実施してきたところです。地方公共団体の消費者行政担当部局においても、関係部局と連携し、子供による医薬品の誤飲のリスク、誤飲を防ぐための家庭での適切な管理、誤飲した場合の適切な対処について、管内の消費者へ周知いただきますよう、お願ひいたします。

周知にあたっては、消費者庁の公表資料、及び独立行政法人国民生活センターが作成した啓発資料もご参考にしてください。併せて、本事務連絡の内容につきまして、貴地方公共団体管内の市区町村へもご周知をお願いいたします。

【添付資料】

- 参考 1 「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書

【概要】－子供による医薬品誤飲事故－」

(平成 27 年 12 月 18 日 消費者安全調査委員会)

http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_gaiyou.pdf

- 参考 2 「子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！」

(平成 26 年 12 月 19 日 消費者庁)

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhyou_2.pdf

- ・参考3 「子どもサポート情報第84号 医薬品の誤飲事故が増えています」
(平成27年2月3日 独立行政法人国民生活センター)
<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support84.pdf>